

（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 総括的事項

- (1) 風力発電事業は、その前提条件として、自然環境（風況）に大きく左右されるため、計画段階において、風況の調査を踏まえての、事業性の予測評価を適切に実施することが肝要となる。

本事業は、石狩市八幡町を事業実施区域とする風力発電事業であるが、当該地域は市内において比較的風況が穏やかな地域であることから、この計画の根底となるべき風況調査等について明示するとともに、それに基づき精査された適切な事業となっていることを説明すること。

- (2) 環境監視計画および事後調査については、具体的な計画を作成し、評価書に記載すること。また、結果の公表方法や、結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置についても可能な限り具体的に評価書に記載すること。

さらに、事後調査等において、環境に著しい影響が認められた場合には、稼動停止を含めた必要な環境保全措置を講じること。

- (3) 環境影響評価、事業実施状況、さらに事後調査結果等については、地域住民及び関係者との相互理解が得られるよう継続的かつ積極的な情報公開・地域住民の意見聴取を行い、説明を尽くすこと。

- (4) 次の個別的事項において求めた追加的な予測及び評価の結果、環境影響の程度が著しいと認められる場合は、事業の中止を含めた見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

- ① 事業実施区域周辺は、静穏な地域であることから、単に環境基準等との比較ではなく、現況騒音からの増加分の評価をすること。具体的には、現況レベルを 90% 下端値とした場合、騒音では最大 6 デシベル、超低周波では最大 23 デシベル増加するとの予測結果となっているが、この増加分の評価について専門家意見、最新の知見を踏まえ評価すること。

- ② 風車の稼動により発生する騒音については、純音成分のほか、風車に特徴的なスウィッシュ音が苦情の大きな要因となりうることから、評価書では、機種 of FFT 分析データを明示するとともに、これらについても予測及び評価を行い、評価書に記載すること。

- ③ 国からの直近の技術的助言においては、騒音の調査期間は原則 3 日以上、連続して行うものとされていることから、専門家の意見を聞き、必要に応じて追加調査並びに予測及び評価を行うこと。さらに、事後調査が 1 回（24 時間）となっているが、3 日以上行うこと。

(2) 風車の影

- ① 風車の影は、国内における基準が設けられていないため、海外で定めている指針値のうち「年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えないこと」が、国内の環境影響評価において多く用いられている。「住居②」の予測結果は「年間約 79 時間、1 日約 48 分（夏至）」であり、この指針値を大きく上回っていることから、指針値を超えないよう発電機の配置変更及び基数の削減について検討すること。
- ② 農作物の影響については、複数年にわたり事後調査を行い、因果関係が認められた場合には、稼働停止を含む環境保全措置を講じること。

(3) 動物

- ① 本地域では相当数の希少猛禽類が確認されており、また、バードストライクに関する予測は不確実性が高いことから、事後調査を適切に実施する必要がある。本準備書の事後調査計画に示される、調査期間および調査頻度では十分な調査とは言い難いことから、専門家等の意見を踏まえ、十分な調査期間、調査頻度を設定すること。また、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の環境保全措置について、具体的に示すこと。
- ② 発電機の近傍における希少猛禽類の営巣の有無を確認し、営巣が確認された場合、繁殖期間は発電機の稼働を停止すること。

(4) 植物

- ① ハリエンジュなどの硬実種子は、工事等による刺激により発芽が促進されることがある。改変区域内で確認された外来種は確実に除去し、拡散しないよう十分に配慮するとともに、継続的な防除を行うこと。
- ② 重要な植物種に係る事後調査については、移植後 2 年間では定着の確認が不十分であるため、移植後 5 年間まで行うこと。